

大田市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名称

大田市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、大田市の高齢者のニーズや地域の課題等の明確化、更には各種要因分析や課題解決に向けた手法の検討等を行い、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの大田市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定支援業務を委託する。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、業務内容のうち令和 8 年度に予定している業務については、今年度選定した業者を契約協議の第 1 候補者とする。

※令和 8 年度において予算が成立しない場合はこの限りではない。

4. 委託業務内容

計画策定の作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、計画に必要な事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

【令和 7 年度】基礎調査

(1) 介護保険制度や高齢者福祉等をめぐる制度改革の動向把握と課題整理

介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国、県の関連資料等を収集し、第 10 期計画等の前提条件と基本課題を整理する。

(2) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、大田市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、大田市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(3) 高齢者実態調査等の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査項目については、国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「介護人材実態調査」を基に、本市独自設問も加えた内容とすることを想定する。

調査対象：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 3,000 人(前回回収数 2,127 人)

介護人材実態調査 約 90 事業所(前回は実施していない)

① 調査票の設計

② 調査票の作成・印刷及び封入・封緘作業(発送・回収に係る郵送費、封筒(角 2、

長 3 の作成費は市が負担)

③ 調査票の発送準備

対象者の抽出、宛名シール作成は市が行うものとする。封筒への貼付作業及び発送準備は受託者が行う。

④ 回収票の集計・分析・考察

- ・返送された全ての調査票からデータの入力を行い、各調査項目別の単純集計表及び評価結果・属性等のクロス集計を作成する。

返送された全ての調査票（紙媒体）について、スキニング処理により画像データを作成すること。なお、作成された画像データは被保険者番号、氏名等で検索し、画面表示・印刷ができるプログラム（調査票・個人結果表画像検索ソフトの作成）を作成して納品すること。

- ・自由筆記欄の取りまとめを行う。

- ・市の指示に基づき、「見える化システム」にデータ移行を行うこと。

⑤ 結果報告分析資料の作成

調査結果の要点を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書はグラフ等を用いた分かりやすい校正とすること。

国ツール及び国手引きを参考の上、本市の要望に応じること。

⑥ 認定情報及び給付実績情報分析

市が提供する要介護認定データ及び給付実績データを使用し分析を行うこと。

市が提供する要介護認定データ（NCI251）付実績データ（111 データ及び 011 データ）を使用し、サービス提供月ごとの給付状況全体を把握する分析を行うこと。分析作業については個人情報等を含むため、当市庁舎内での作業とする。（持ち出し不可）

⑦ 現計画における現状分析及び施策の進捗状況整理及び統計データの整理

- ・施策の進捗状況を整理するため、施策ごとに状況整理シートを作成し、取りまとめること。施策状況の把握にあたって、必要に応じてヒアリング等実施すること。

- ・人口、被保険者数、要支援・要介護認定者数等、計画に必要な統計情報について整理すること。

（４）会議の運営支援

下記の会議について、運営を補佐する。その他、計画策定を円滑かつ効果的に進めるため、適宜打合せ等を行う。

- ・ 庁内検討会及び策定委員会

庁内関係課職員からなる庁内検討会及び策定委員会において、全体スケジュールの工程管理を行い、必要な協議事項の設定を行うとともに、会議内容に応じた資料提供を行う。

（５）成果品

アンケート結果報告書（集計・分析・考察） （紙媒体 1 部、電子媒体 1 部）

※その他、必要又は有効で、実施が可能である支援があれば提案して下さい。

【令和 8 年度】計画策定

(※予算が成立した場合の想定業務内容)

(1) 現況把握及び課題分析

- ① 市が令和 7 年度に実施したアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護人材実態調査）結果の分析及び課題抽出
- ② 県内他保険者給付実績と当市給付実績の比較分析
- ③ 介護保険事業数値の基礎データ収集及び分析
- ④ 国及び県の施策の把握
- ⑤ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、整理

(2) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援

- ① 人口、被保険者数、サービス利用者数及びサービス必要量等の推計支援
- ② 目標年度における介護サービスの見込み量の算定支援
- ③ ②を踏まえた保険料の算定支援
- ④ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した保険料額の推計

(3) 計画の策定

- ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- ② 計画案の作成、とりまとめ
- ③ 現行計画及び各福祉関連計画の整合調整
- ④ 計画内容の確定

(4) 策定委員会の運営支援

計画策定に係る会議（大田市生涯現役・いぶし銀が支えるまちづくり推進協議会：年 4 回程度）への協力および参加

- ・会議資料作成
- ・会議への出席

(5) パブリックコメントの実施支援

計画案に関して大田市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。また、必要に応じて、住民からの意見を計画案へ反映する。

(6) 成果品

- ① 計画書（A 4 判・100 部・80 頁程度・本文 1 色刷）
- ② 概要版（A 4 判・400 部・8 頁程度・フルカラー）
- ③ 上記のホームページ掲載用データ（PDF ファイル形式）
- ④ その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

5. その他

- (1) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (2) 上記業務においては、すべて成果品を確実に納めること。
- (3) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、大田市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

- (4) 本業務では、計画策定に係る施策展開も踏まえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、高い専門性を持ち、高齢福祉・介護保険全般について提言できる担当者を各1名以上配置するものとする。本業務の高い専門性を持つ者は、社会福祉士の資格を有する者及び介護支援専門員の資格を有する者とする。
- (5) 本業務により得られた成果は、原則として大田市に帰属する。
- (6) 本業務で知り得た行政及び個人情報の本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。秘密保持は、本委託終了後も継続するものとする。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を有する法人であること。
- (8) アンケート調査の回収数に応じた変更契約は原則行わない。